

■ Legal Update ■

ミャンマー外国人投資法関連規定改定の含意

法務法人地平ミャンマーチーム

先週号でご紹介したように、ミャンマー投資委員会は外国人投資法の下位規定に該当するミャンマー投資委員会(MIC)公告を最近改定しました。改定された公告と比べてみると、既存公告で外国人投資が禁止されていたり、制限される領域を大幅に縮小し、末尾には当該公告に規定されていない業種の場合、100%外国人投資が可能である趣旨を明示しました。

2013年1月に発表されたMIC公告は、発表された当時、2つの側面において投資家に希望的なメッセージを与えてくれたことがあります。一つ目は、2012年11月に制定された外国人投資法で予定していた下位規定の発表期限(90日)を超えないで公告がした点であり、二つ目は、業種別にかなり詳細な範囲を規定した点です。

従来、ミャンマーでは、法律上規定された時限が意味のないことが多くあり、このような問題は、ミャンマー政府の行政に対する信頼度に影響を与えるものでありました。当初、外国人投資法において、下位規定の制定に時限が明示された時も、このような時限に合わせて規定が制定されることについて、多くの疑問をもったことも事実でありました。時限にほぼ迫って規定が出されましたが、何れにしても時限を越えなかった点は、ミャンマー政府の法律遵守に対する意志を見せてくれた一つの事例として理解されました。

業種リストを詳細にした点も相当意味がある出来事でありました。従来、外国人投資法や国営企業法に粗いかたちで業種に対する区分があり、MICが実務上投資許可の業種を製造とサービスに大きく区分することが全てであり、新しい事業を始める場合において、その可能性について事前に知ることがとても困難でした。2013年に出た公告は、関連省庁別に業種を詳細にし、当該業種別に適用される制限事項を具体的に示しましたが、公務員の判断による行政が法と規定による行政へ移っているサインとして受け止められました。

しかし、外国人投資法の改定と下位規定の制定にもかかわらず、実務上経験する難点は依然として存在してきました。従前に比べて、制限業種と制限の内容が詳しく規定されましたが、依然として特定業種を始める場合には、その当否が曖昧な場合が多く、規定の内容自体だけでも適用範囲が明らかな部分が多くありました。また、外国人投資法以外に、外国人進出を制限していた特定事業領域等(通信、保険、銀行、運送等)は、別の法律規定または政府政策に基づいて運営されていた実情がありました。MIC公告上明示された業種が必ずしもMIC投資許可を得ることができるとは限らないという状況も問題点として認識されていました。

今回のMIC公告の改訂は、MIC投資許可を得られないのに、公告に含まれて誤解を招いた業種の相当数を除いたように見え、いろいろな領域に重なって適用された業種を整理したように見られます。一方、MIC規定に明示されている業種以外は100%投資も可能である規定は、既存にあった明らかな部分を解消した面はありますが、その解釈範囲においては注意を払う必要があります。

結論からすると、このような規定の意味がミャンマーにおいて、当該公告の内容以外の業種について全て100%投資が可能であると解釈するには無理があると見られます。外国人投資の方法がMIC投資許可による方法以外に一般会社法に基づいた設立方法でもって可能なミャンマー投資法制の特性を考えると、その意味を縮小して見る事があっていると言えます。

直ぐに、従来において禁止されてきた外国人の流通・貿易業に従事することは、今回の改訂規定では除かれましたが、依然として実務上の外国人会社設立時において、貿易に従事しないという確約書の徴求は変わらず、これについては商工省が別途公告を準備しているという話もあります。ライセンス付与が前提となる通信、銀行、保険、その他金融業の場合、関連通信法、保険業法、金融機関法等の別途規定に従う必要があり、物流と一緒に交通省の内部的に合弁投資を要求する業種についても例外が維持されるものと見られます。

結局、今回のMIC公告改定案は、従来において認められたMIC投資許可業種(製造、不動産開発、ホテルなど)の大きな枠の中で、細部において制限が適用される業種を明示したと、制限的に見る事が現実的にあっていると考えられます。100%投資が可能なその他業種に対する解釈も、やはり上記と同じような限界の中においてだけ意

味があり、残りの業種については、依然として個別法令及び関連省庁の内部指針を別途確認する必要があると考えられます。

2011年の開放以降、社会全般において開放作業を展開しているミャンマーは、法律的、行政的側面においても多くの開放のための努力に傾けていることは事実です。しかし、運用の実態は、その速さについていけないことが多くあり、これからも多くの修正や補完作業が必要な状況です。過去の経験からすると、新しい立法がなされる場合にも、その文面を超えて、実際の運営過程で経験する限界を発見し、これを解決するための方案について考える努力が、今後持続的に要求されると見られます。